

佐久穂町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 佐久穂町社会福祉協議会

佐久穂町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐久穂町社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、常勤役員報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた役員報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が会長又は理事会の委任を受け出張等の法人業務を行う場合、費用弁償を支給する。

- 2 費用弁償の支給については、別表3に定める。
- 3 交通費の支給については、別表4に定める。
- 4 その他必要な事項については、社会福祉法人佐久穂町社会福祉協議会 旅費規程に定める。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める期間とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については、毎月21日とする。ただし支給日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して本人に支給する。

(辞 退)

第7条 支給対象者から、報酬等もしくは費用の一部または全額の受け取りを辞退すると
の申し出があった場合は、報酬等もしくは費用を支給しないことができる。

(公 表)

第8条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給
の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めることと
する。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

常勤役員等の報酬

役 職 名	報 酬 の 額
会 長	月 額 150,000 円

別表 2 (第5条関係)

非常勤役員等の報酬

理 事

	半 日	全 日
理事会への出席	4,800 円	8,300 円
上記のほか、法人業務のための出勤	4,800 円	8,300 円

監 事

	半 日	全 日
理事会への出席	4,800 円	8,300 円
監事監査等への出勤	4,800 円	8,300 円
上記のほか、法人業務のための出勤	4,800 円	8,300 円

評 議 員

	半 日	全 日
評議員会への出席	4,800 円	8,300 円
上記のほか、法人業務のための出勤	4,800 円	8,300 円

別表 3 (第3条第2項関係)

出張に伴う費用弁償

県外出張(日当)	2,000円
県内出張(宿泊を伴うもの1泊につき)	12,000円
県外出張(宿泊を伴うもの1泊につき)	12,000円

別表 4 (第3条第3項関係)

交通費の支給

車賃	1kmにつき37円
車賃以外の交通費(出張に伴う費用弁償を越えた分)	実費相当額